

2025年12月22日

各 位

会 社 名 太平洋工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 哲史
(コード番号 7250 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 理事 経理部長 渡辺 智
(TEL 0584-93-0117)

会 社 名 株式会社CORE
代表者名 代表取締役 小川 哲史

**株式会社COREによる太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の
株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

株式会社COREは、本日、同社が2025年7月28日より開始した太平洋工業株式会社の株券等に対する公開買付けについて、買付条件等の変更を行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以上

本資料は、株式会社CORE（公開買付者）が、太平洋工業株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年12月22日付「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 株式会社CORE
代表者名 代表取締役 小川 哲史

太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

株式会社CORE（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年7月25日、太平洋工業株式会社（証券コード：7250、株式会社東京証券取引所プライム市場及び株式会社名古屋証券取引所プレミアム市場上場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年7月28日より本公開買付けを開始しておりますが、本日付で、小野電産株式会社（以下「小野電産」といいます。）との間で、小野電産が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募しかつこれを撤回しない旨を口頭で合意したことに伴い、2025年7月28日付で提出した公開買付届出書（2025年9月8日付、2025年9月24日付、2025年10月8日付、2025年10月23日付、2025年11月7日付、2025年11月21日付及び2025年12月8日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の訂正届出書（以下「本訂正届出書」といいます。）を関東財務局長に提出するとともに、それに伴って本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、本訂正届出書の提出日である2025年12月22日から10営業日を経過した日にあたる2026年1月13日まで延長し、合計110営業日とすることを決定いたしました。

これに伴い、本日、法第27条の8第2項に基づく本訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、2025年7月25日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2025年9月8日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025年9月24日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025年10月8日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」、2025年10月23日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年11月7日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」、2025年11月21日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」及び2025年12月8日に公表した「太平洋工業株式会社（証券コード：7250）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。）の内容を下記のとおり変更いたしますので、お知らせいたします。

1. 買付条件等の変更の内容

変更箇所には下線を付しております。

(3) 買付け等の期間

(変更前)

2025年7月28日（月曜日）から 2025年12月22日（月曜日）まで（100営業日）

(変更後)

2025年7月28日（月曜日）から 2026年1月13日（火曜日）まで（110営業日）

(6) 決済の開始日

(変更前)

2025年12月29日(月曜日)

(変更後)

2026年1月20日(火曜日)

2. 買付条件等の変更の理由

公開買付者は、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2025年12月8日以降、対象者の株主である小野電産業(所有株式数:247,382株、所有割合:0.43%)に対して本公開買付けへの応募に関する意向を確認し、本日、小野電産業との間で、その保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募し、これを撤回しない旨を口頭で合意しました。

これに伴い、公開買付者は、本日、本訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を本訂正届出書の提出日である2025年12月22日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年1月13日まで延長し、合計110営業日とすることを決定いたしました。

詳細につきましては、本公開買付けに関して公開買付者が本日提出する本訂正届出書をご参照ください。

以上

・本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

・本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式及び新株予約権を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第 13 条 (e) 項又は第 14 条 (d) 項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

・本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものといたします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものといたします。

・本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933. その後の改正を含みます。) 第 27 A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements) が含まれております。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者、対象者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

・公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関係会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲の他、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令並びに米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則 14e-5 (b) 上許容される範囲で、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。